

平成22年10月15日

第2223号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

告 示

- 生活保護法による介護機関の指定（487・福祉政策課）……………1
- 臨時種畜検査による種畜証明書の交付（488・家畜生産対策室）……………1
- 土地収用法による事業の認定（489・建設管理課）……………2
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定（490・河川砂防課）……………3
- 道路の供用開始（491・鹿角地域振興局建設部）……………4
- 建設業の許可の取り消し（492・仙北地域振興局総務企画部）……………4

公 告

- 特定調達契約に係る一般競争入札の実施（北秋田地域振興局総務企画部）……………4
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出（仙北地域振興局農林部）……………6
- 土地改良区の定款変更の認可（仙北地域振興局農林部）……………6

選挙管理委員会告示

- 選挙管理委員及び補充員の氏名等（99）……………6
- 選挙管理委員会委員長及び同職務代理者の氏名等（100）……………6
- 公職選挙執行規程の一部を改正する規程（101）……………6
- 政治資金規正法に基づく処分に係る審査基準（102）……………7

人事委員会規則

- 人事委員会規則11-0（管理職員等の範囲）の一部を改正する規則……………7

告 示

秋田県告示第487号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第54条の2第1項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成22年10月15日

秋田県知事 佐竹敬久

| 名 称 | 開設者氏名又は名称 | 所 在 地 | サービスの種類 | 指定年月日 |
|---------------------|---------------------|-------------------------|---------------------------------------|-----------|
| ヘルパーステーション きらら千畑 | 有限会社 わかば会 代 表取締役 | 仙北郡美郷町本堂城回字新 谷尻214-9 | 訪問介護、 介護予防訪 問介護 | 平成22年9月1日 |
| ショートステイなないろ | 有限会社 夏井家具店 代表取締役 | 男鹿市船川港船川字元浜町 209-1 | 短期入所生 活介護、介 護予防短期 入所生活介 護 | 平成22年9月1日 |

秋田県告示第488号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項の規定による平成22年度臨時種畜検査の結果、次のとおり種畜証明書を交付したので、同法8条第2項の規定に基づき、公示する。

平成22年10月15日

秋田県知事 佐竹敬久

| 種畜 証明書 番号 | 名 前 (登録・登記番号) | 品 種 | 生年月日 体高 | 産地 | 血統 | | 所有者 の区分 | 飼養者の住所氏名 |
|-----------------|------------------|-----|------------|----|----|---|------------|----------|
| | | | | | 父 | 母 | | |

| | | | | | | | |
|---------------------|------------------------------------|--------|--------------------|-------------------|--|-----|--|
| H22 秋田県臨時 第1号 | ゼンノーデー01 07-3382 日豚D種第41545号 | デュロック種 | H19.10.2 95.0cm | 岩手県 岩手郡 雫石町 | ゼンノーデー01 06-12 日豚D種第39926号 ゼンノーデー01 05-143 日豚D種第78323号 | その他 | 由利本荘市中俣餅田49番地 全農畜産サービス株式会社 由利本荘S P F豚センター 場長 伊藤 隆 |
| H22 秋田県臨時 第2号 | ゼンノーデー01 09-2531 日豚D種第42279号 | デュロック種 | H21.7.29 86.0cm | 岩手県 岩手郡 雫石町 | ゼンノーデー01 05-1934 日豚D種第39741号 ゼンノーデー01 06-2359 日豚D種第79864号 | その他 | 由利本荘市中俣餅田49番地 全農畜産サービス株式会社 由利本荘S P F豚センター 場長 伊藤 隆 |
| H22 秋田県臨時 第3号 | ゼンノーデー01 09-2743 日豚D種第42280号 | デュロック種 | H21.9.1 83.0cm | 岩手県 岩手郡 雫石町 | ゼンノーデー01 07-3946 日豚D種第41212号 ゼンノーデー01 07-3949 日豚D種第80262号 | その他 | 由利本荘市中俣餅田49番地 全農畜産サービス株式会社 由利本荘S P F豚センター 場長 伊藤 隆 |
| H22 秋田県臨時 第4号 | ゼンノーデー01 10-3864 日豚子第029144号 | デュロック種 | H22.1.28 67.0cm | 岩手県 岩手郡 雫石町 | ゼンノーデー01 07-3946 日豚D種第41212号 ゼンノーデー01 07-3872 日豚D種第81182号 | その他 | 由利本荘市中俣餅田49番地 全農畜産サービス株式会社 由利本荘S P F豚センター 場長 伊藤 隆 |

秋田県告示第489号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定に基づき、告示する。

平成22年10月15日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 起業者の名称 横手市
- 2 事業の種類 横手駅東西自由通路等整備事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 秋田県横手市駅前町地内
 - (2) 使用の部分 秋田県横手市駅前町地内
- 4 事業の認定をした理由

平成22年8月23日付けで横手市より申請のあった横手駅東西自由通路等整備事業（以下「本件事業」という。）に関する事業認定の理由は、以下のとおりである。

- (1) 本件事業は、横手市駅前町地内の東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR」という。）奥羽本線を通る東西自由通路等を整備する事業であり、土地収用法第3条第32号に掲げる地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に関する事業に該当する。

このため、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

- (2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業は、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「法」という。）第46条第1項の規定により横手市が作成した「都市再生整備計画」に基づいて施行する事業であることから、横手市は本件事業を施行する権能を有すると認められる。

また、横手市は平成22年度一般会計予算において、本件事業に関する必要な財源措置を講じている。

以上により、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

- (3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

本件事業は、JR横手駅の西側と東側を連結するJR奥羽本線の上を通る自由通路等を整備する事業である。現在、駅から最寄りの踏切は、北側300mの本荘街道踏切と南側1kmの安田踏切であり、それぞれ駅から遠距離にあるため、西側からの駅利用者や買い物客には迂回を強いることとなっている。

一方、駅西側地域は、今後10年以内に換地処分される予定の土地区画整理事業が2箇所あり、さらに平鹿総合病院が開院、ビジネスホテルの立地が進んでいるほか、西側土地区画整理事業の1つである三枚橋地区には、7,500㎡の西口駅前広場が計画され、その周辺は近隣商業地域に用途指定されている。

また、西口駅前広場は広域的な交通拠点として位置づけられており、今後バス路線の再編や、安価なパークアンドライド施設等の整備に加えて、東口ではバスターミナルの開業等が進展している。

本件事業の完成により、横手駅を中心とした人が集まる拠点の構築、鉄道東側の既存市街地と合併町村を含めた西側地域との新たな相互交流の円滑化及び鉄道の利用促進、駅端末交通手段との乗り継ぎ利便性の向上に寄与するものと認められる。

以上のとおり、本件事業により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び秋田県環境影響評価条例（平成12年条例第137号）

による環境影響評価が義務づけられた対象事業には該当しない。

また、本件事業地内には、周辺の動植物をはじめ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に指定される希少な野生動植物の生息及び植生は確認されていない。

さらに、本件事業地内には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地は確認されていない。

以上のことから、生活環境、自然環境に与える影響は少ないものであり、失われる利益は軽微なものと認められる。

ウ 複数案の検討

本件事業の施行に当たっては、自由通路について、東・西口両駅前広場のやや北側に寄った位置になる申請案のほかに、東口駅前広場の南端に通路が接し、西口駅前通りからの都市軸上に設置する案と東口駅前通りの延長線上に通路軸を計画し、西口駅前広場のほぼ中央となる案があるが、

- (ア) 駅周辺施設を含めた歩行者動線が効率的であること。
- (イ) 端末交通手段からの乗り継ぎ利便性が良いこと。
- (ウ) 支障物件が少ないこと。
- (エ) 過度の費用負担が発生しないこと。

等の基準により三案を比較検討したところ、いずれにおいても申請案が優れており、本件事業の起業地は最も適当であると認められる。

エ 事業計画の合理性

アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益を比較衡量すると、本件事業の実施により得られる利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本件事業の起業地は他の候補地と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

(3)で述べたように、横手駅周辺においては、駅利用者や買い物客に迂回を強いているため、できるだけ早期に横手駅東西間の通行を可能とする必要がある。

このため、横手市では、当該地区の整備方針を「横手市総合計画」（平成18年12月策定）において、「安心で住みよいまちづくり」とし、駅前周辺地区での新たな魅力の創出と賑わいの再生を図ることを明示している。

また、「都市再生整備計画」（平成19年3月作成）において、「圏域の中心都市にふさわしい駅周辺を中心とした魅力と賑わいの再生」として本件事業を整備方針として位置づけている。

平成18・19年の横手市議会で質問が寄せられているほか、平成19年3月に横手市が実施した事前評価アンケート調査では、自由通路新設について約53パーセントの人が期待できる、約32パーセントの人が少し期待できると回答している。

よって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本体工事に係る起業地の範囲は、エントランスホール、待合ラウンジ、市民ギャラリー、自由通路、設備スペースなど必要最小限の範囲と認められる。

さらに、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

ウ 本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

横手市 建設部 都市計画課

秋田県告示第490号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成22年10月15日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

| 区 域 名 | 区 域 | |
|-------|--------------|----------------------|
| | 郡市 町村 大字 字 | 地 番 |
| 家の後 | 山本郡藤里町藤琴字鳥谷場 | 29番の一部(次の図に示す部分に限る。) |

「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を建設交通部河川砂防課及び山本地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

秋田県告示第491号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成22年10月15日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 供用開始の区間

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 |
|-------|---------|--------------------|
| 県 道 | 大館十和田湖線 | 鹿角郡小坂町小坂字坂ノ上88番3地内 |

2 供用開始の期日 平成22年10月15日

3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 鹿角地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成22年10月15日から同月28日まで

秋田県告示第492号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年10月15日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 処分をした年月日

平成22年10月1日

2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

有限会社丸陽建設工業
大仙市協和境字岩坂下77番地16
代表取締役 鈴木 一彦
秋田県知事許可(般-18)第10391号

3 処分の内容

造園工事業に係る一般建設業許可の取り消し

4 処分の原因となった事実

平成22年10月1日付けで造園工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

公 告

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年10月15日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品の名称及び購入予定数量
凍結抑制剤 3,500トン
- (2) 購入物品の仕様等

- 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間
契約締結の日から平成23年3月31日(木)まで
 - (4) 納入場所
別途指定する場所
- 2 入札に参加する者に必要な資格等
- (1) 入札に参加する者に必要な資格
 - ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
 - イ 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
 - ウ 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
 - (2) (1)イの資格に係る申請
 - (1)イの資格のない者で入札に参加を希望するものは、秋田県ホームページ美の国あきたネットにて物品供給業者申請登録をし、平成22年10月29日(金)までに次の場所へ関係書類を提出すること。
 - ア 本社の所在地が秋田県外の場合
郵便番号010-0951 秋田市山王四丁目1番2号 秋田県出納局総務事務センター(電話番号018-860-2740)
 - イ 本社の所在地が秋田県内の場合
本社の所在地を管轄する秋田・北秋田・平鹿の各地域振興局総務企画部出納室
- 3 契約条項を示す場所等
- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号018-3393 北秋田市鷹巣字東中岱76-1
秋田県北秋田地域振興局総務企画部(電話番号0186-62-1251)
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する県の休日を除き、平成22年10月15日(金)から同年11月4日(木)までの期間、随時交付する。
- 4 入札執行の日時及び場所
平成22年11月24日(水)午前10時
北秋田市鷹巣字東中岱76-1 秋田県北秋田地域振興局3階大会議室
- 5 入札保証金
秋田県財務規則(昭和39年秋田県規則第4号)第160条から第163条までに規定するところによる。
- 6 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札の方法
入札金額は、500キログラム当たりの単価とする。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、小数点以下第4位までの金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (3) 入札の無効
秋田県財務規則第166条に規定するところによる。
 - (4) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより決定する。
 - (5) 契約書作成の要否 要
 - (6) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。
 - (7) その他
詳細は、入札説明書による。
- 7 概要
Summary
1 Nature and quantity of item to be purchased: anti-freezing agents 3,500 t

2 Time-limit of tender : 10:00 A.M. 24 November, 2010

3 Contact point for the notice : General Affairs and Planning Sector, Kitaakita Regional Affairs Department, Akita Prefectural Government,
76-1 Higashinakatai, Takanosu, Kitaakita City, Akita Prefecture 018-3393, Japan TEL 0186-62-1251

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、仙北市田沢湖若松堰土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成22年10月15日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 退任理事の住所及び氏名

仙北市田沢湖梅沢字森腰48

大 石 徹 治

2 就任理事の住所及び氏名

仙北市田沢湖梅沢字森腰14

高 橋 光 悦

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、仙北市田沢湖若松堰土地改良区から申請のあった定款変更について、平成22年10月5日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成22年10月15日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

選挙管理委員会告示

秋選管告示第99号

任期満了による秋田県選挙管理委員及び補充員の選挙の結果、次の者が就任したので、秋田県選挙管理委員会規程（昭和28年秋選管告示第54号）第5条の規定により、告示する。

平成22年10月15日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

選挙管理委員

秋田市大町四丁目3番44号

田 中 伸 一

秋田市千秋城下町8番39号

庄 司 善一郎

湯沢市西新町3番24号

武 田 捷

秋田市八橋本町三丁目5番25号

藤 盛 節 子

補充員

秋田市寺内大畑5番2号

面 山 恭 子

北秋田市栄字太田6番地1

照 内 喜久雄

秋田市泉北四丁目12番2号

大 友 正 孝

大仙市協和稲沢字水沢田尻32番地2

茂 木 優 子

秋選管告示第100号

次のとおり秋田県選挙管理委員会の委員長が選出され、委員長の職務代理者が指定されたので、秋田県選挙管理委員会規程（昭和28年秋選管告示第54号）第5条の規定により、告示する。

平成22年10月15日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

委員長

秋田市大町四丁目3番44号

田 中 伸 一

委員長の職務代理者

秋田市千秋城下町8番39号

庄 司 善一郎

秋選管告示第百一号

公職選挙執行規程の一部を改正する規程をいかに公布する。

平成二十二年十月十五日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

公職選挙執行規程の一部を改正する規程

公職選挙執行規程（昭和三十四年秋選挙告示第二号）の一部を次のように改正する。

第四十六条第二項中「上半身脱帽の手札型（縦十一センチメートル、横八センチメートル）」を「候補者の上半身脱帽のもの（縦四センチメートル、横三・五センチメートル）」に改める。

第四十七条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、同項中「縦四センチメートル」とあるのは、「縦四センチメートル（県議会議員の候補者にあつては縦三・五センチメートル）」と読み替えるものとする。

第五十条第一項中「翌日」を「日」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

秋選挙告示第102号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条の16の規定に基づき秋田県選挙管理委員会が行う少額領収書等の写しの開示決定等に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の規定による審査基準を次のように定めたので告示する。

平成22年10月15日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

政治資金規正法に基づく処分に係る審査基準

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第19条の16の規定に基づき秋田県選挙管理委員会が行う少額領収書等の写しの開示決定等に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の規定による審査基準は、次のとおりとする。

法第19条の16第11項の規定に基づく少額領収書等の写しの開示の決定又は同条第12項の規定に基づく不開示の決定は、以下により行う。

1 開示する旨の決定（法第19条の16第11項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。

(1) 開示請求に係る少額領収書等の写しに行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条に規定する不開示情報が記録されていない場合

(2) 開示請求に係る少額領収書等の写しの一部に不開示情報が記録されている場合。ただし、この場合には、不開示情報が記録されている部分を除いて開示する。

2 開示しない旨の決定（法第19条の16第12項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。

(1) 開示請求書に法第19条の16第3項各号に規定する事項の記載の不備がある場合。ただし、当該不備を補正することができると思われる場合は、原則として、開示請求者に補正を求めるものとする。

(2) 開示請求が法第19条の16第5項に規定する権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合

(3) 法第19条の16第6項の規定により、国会議員関係政治団体から同条第5項の規定による命令に係る少額領収書等の写しに係る支出がない旨の通知があった場合

(4) 解散した国会議員関係政治団体、国会議員関係政治団体以外の政治団体（法第19条の16第20項の規定により国会議員関係政治団体とみなされるものを除く。）又は秋田県選挙管理委員会が開示請求に係る年の収支報告書を受していない国会議員関係政治団体について少額領収書等の写しの開示請求があった場合

3 前2項の判断に当たっては、開示請求に係る少額領収書等の写しに記録されている情報が不開示情報に該当するかどうかの判断は行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく処分に係る審査基準（総務省訓令第126号。以下「訓令」という。）「第3 不開示情報該当性に関する判断基準」の例に、部分開示をすべき場合に該当するかどうかの判断は訓令「第4 部分開示に関する判断基準」の例に、開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するか否かの判断は政治資金適正化委員会が定める「少額領収書等の写しの開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合の具体的な指針」に、それぞれよる。

人事委員会規則

人事委員会規則一一〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十月十五日

秋田県人事委員会委員長 柴 田 一 宏

人事委員会規則一一〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する規則

規則一一〇（管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表第一知事の事務部局（地方機関）砂子沢ダム建設事務所の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

| | | |
|------|----------------|--|
| 発行者 | 秋 田 県 | 秋田市山王四丁目1番1号 |
| 購読料金 | 一ヶ月3,675円(税込み) | |
| 印刷所 | 株式会社 松原印刷社 | 秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/ |
| 印刷者 | 松原 繁雄 | 秋田市山王七丁目5番29号 |